

「遺贈」という選択を考える 遺志でつながる「現世」

死生学者・山崎浩司氏インタビュー（静岡社会健康医学大学院大学教授）

誰もが避けては通れない「死」について考えることは、よりよく生きることにつながる。遺贈は財産を社会のために残すことを通じて、遺志が現世と結ばれる二つの手段。

「死生学」を研究している静岡社会健康医学大学院大学の山崎浩司教授に、「死」への向き合い方、「死生学」の観点から見た「遺贈」について聞いた。



山崎浩司氏
静岡社会健康医学大学院大学教授、社会学者、死生学者

1970年米ワシントンD.C.生まれ。専門は死生学、社会学、質的研究。近年は、官民連携型グリーフサポート事業の質的評価研究、死別の困難に支援的なコミュニティを構築するための参加型アクションリサーチ、配偶者死別における遺族間問題の研究、いのちがテーマの漫画を題材にした死生学的考察および教育に取り組んでいる。また、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(M-GTA)を中心に、質的研究方法論に関する研究や教育も行っている。

必ず訪れる死 考える勇気を

「死生学」は、死にまつわる様々な現象の研究を通して、私たちが今生きている「生」を捉え直す学問です。哲学や倫理学を連想する人が多いのですが、もともと学際的で実践的な学問です。

古くから「死生学」が研究されてきた米国を例にとると、大きく3つのテーマに分類されます。1つ目は「終末期医療」。看取りはもうあるべきか、人工呼吸器を外さなければならぬようになったときにどうするかといった臨床倫理や医療倫理と重なるテーマです。2つ目は「グリーフ（死別悲嘆）」です。大切な人を失ったときに直面する悲しみや困難に対する支援という実践的な観点からの研究が多く、私がメインにしているテーマでもあります。3つ目の「ロス・エデュケーション（いのちの教育）」は、日常から遠ざ

けられがちな死について主に学校教育の枠組みで考えさせる取り組みで、日本では「死への準備教育」と訳されることもあります。

人間の死亡率は100%です。病や災害など、いつどんなタイミングで訪れるか予想しきれません。折に触れて死について考えるのはとても大切なことです。ただ、多くの方々は、自分の死（一人称の死）については考えても、配偶者や親など、大切な人の死（二人称の死）について考えることは少ないでしょう。かかげのない存在を失っても生きていかなければならぬと気づくと、グリーフに少しは備えられるかもしれませんし、家族や同僚への接し方も変わってくるのではないのでしょうか。

死について考える入り口は、ドラマ、漫画、ニュース報道など、メディアで耳聞きする他者の死（三人称の死）でいいのです。そこから一人称の死、さらに二人称の死まで踏み込んで考え

死をひとごとで終わらせないことが大切ですが、また、一人で考えるのではなく、誰かと「死生観光トランプ」といったカードゲームをやったり、死についてきくべらんに語り合うデスカフェに参加してみたりするのも一つの方法です。ただ、自分の、また大切な人の「死」について語ることをブレッシャーに感じる必要はまったくありません。

「遺し方」が問う 今生きる意味

欧米では、遺産を寄付して自然環境や歴史的建造物の保全を託したり、基金をつくらせて夢の実現を目指す人に奨学金を出したりする人は少なくありません。最近まで私が住んでいた松本市でも、昨年亡くなった中原淑子さんという方の遺言により寄付された1億6500万円余りを元に、教員志望者を対象とした給付型奨学

金制度が新設されました。考えてみるに当たり前ですが、自分がいなくなった後の世界について考えることは、生きているうちに行うべきことでは、生きていくうちにしかできない。未来の社会はどうあつてほしいのか、自分は何を遺（のこ）せるのかを考え始めることで、今の生き方が変わってくるかもしれません。

「遺贈」は、死後も現世とつながり続ける手段の一つです。自分が遺したものが次世代の誰かに受け継がれ、それがリガシーとして社会に存在し続けるのなら、死は世代間継承のチャーンといえるのではないのでしょうか。そう考えると、死は終わりではありません。人は社会の中に生まれ落ち、社会の中で死んでいきます。人生の店じまいとして自分のエンディングに備えるだけでなく、自分の死後も存在し続ける社会や世界に時折思いをはせ、次世代に何かを遺そうと日々を生きていく。人間としてよりよく生きる一つの在り方だと私は思います。

「遺言書は耳なじみする言葉になつてきました。しかし、そもそも遺言書を作る前に何を準備すればいいのでしょうか。まずは「誰に遺すか」作成する年齢に制限はあるのか、「どんな方法書くか」を考えてみましょう。

自筆の遺言書に挑戦

相続人がいれば、その方に遺す方法も良いですし、相続人がいない場合、または相続人がいても、お世話になつたあの人に遺したいという気持ちがある方もいると思います。その場合、「遺贈」も選択肢になり、遺言書で明記します。例えば、新型コロナウィルス禍で奮闘する医療従事者・医療機関に、ま未来のために活躍する団体に遺贈する方法もあります。遺贈という方法を選択した場合、遺言執行者（遺言者に代わって遺言者の内容を実行する人）を選んでください。

遺言書なんていつでも書けるか考える方も多いですが、遺言書を作成するにも条件があります。それは、遺言能力を有することです。実は15歳から遺言書は作れます。年齢の上限については法律の規定はありませんが、遺言能力があるうちに書かないと無効になってしまう。

遺言書の作成方法については、法律家としては公正証書遺言をお勧めしますが、昨年7月から全国の法務局で自筆証書遺言を保管してもらえ、制度が始まったことあるので、まずは自筆証書遺言に挑戦してもよいと思います。最後に、遺言書を作ろうと思つたならば、まずは弁護士、司法書士に相談してください。こんな遺言書があなたにとって適切なかを一緒に考えます。



乾 美恵子氏
UI総合法律事務所
弁護士・司法書士
岐阜県弁護士会・
岐阜県司法書士会所属

「遺贈」とは

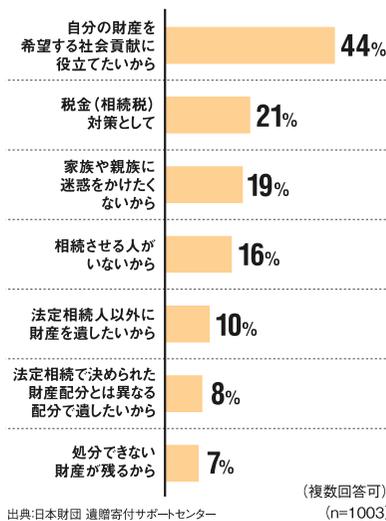
遺贈者（被相続人）が遺言によって財産を受遺者（遺贈を受け取る人や団体等）に無償で譲り渡すことを、遺贈と言います。遺贈には遺言書の作成が必要で、法定相続人以外でも受遺者になることができます。

遺贈と相続の違い

	遺贈	相続
遺言書	必要	不要
受取人	法定相続人または法定相続人以外の第三者	法定相続人のみ
財産の配分	遺贈者が自由に決められる	民法で決められている

※遺贈には遺留分など注意が必要ながありますので、詳しくは弁護士や司法書士にご相談ください。

「遺贈寄付」の意向の理由は何ですか？



広告

企画・制作=日本経済新聞社
コンテンツユニット

日本ユニセフ協会
TEL 03-5789-2039（平日 9:00-17:00）



日本財団 遺贈寄付サポートセンター
コールセンター 0120-152-174（平日 9:00-17:00）



2021年5月31日付
日本経済新聞 夕刊
広告特集より転載